ごぞんじですか？

## 交通事故などに遭ったら 国保へ届出を

交通事故に遭って、国民健康保険や老人医療を使って医療を受ける際は、必ず届出が必要です。次のような場合は、保険で治療が受けられなくなるなど、不利益になることがありますので注意してください。

① 届け出が遅くなった。
② 届け出る前に加害者から治療費を受け取った。
③ 示談を済ませた。

（住民課TEL820-5604）

## 国民年金保険料の免除と追納

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、保険料を納めることが必要です。

しかし、経済的な理由などで保険料が納められないときは、免除基準に基づいて保険料が免除される申請免除の制度があります。この申請免除には、保険料が全額免除される「全額免除」と半額の保険料を納付して半額の保険料が免除される「半額免除」があります。

老齢基礎年金の年金額を計算する場合、「全額免除」では3分の1に減額され、「半額免除」では3分の2に減額されます。

保険料が免除された期間については10年以内であれば追納することができます。

但し、追納する保険料の額は、2年を経過すると当時の保険料額に一定の加算が行われます。

**問合せ先**
住民課保険年金係
TEL820-5604
（住民課）

**所得控除の対象です。**
**国民健康保険税**
**国民年金保険料**
**介護保険料**
**年末調整や確定申告の際、全額が「社会保険料控除」になります。**

## 公園を整備しています！

### 郷土館横に

かつて本通りと呼ばれていた中溝の商店街通りは、長い歴史の中で文化、伝統を育み、商業の中心となって活躍していました。

しかし、平成4年頃から商店数、従業員数、年間商品販売額、売り場面積のいずれも減少しています。

平成11年度に熊野町は、この中溝本通りを中心とした区域が、「熊野町中心市街地」と指定し、「活性化基本計画」を定めました。

周辺の都市機能の推進や経済活動の向上を一体的に推進するとともに、「熊野町らしさ」の伝承にも十分配慮し、地域の活性化を目的としてこの度、中溝ふれあい公園（仮称）を整備しています。

中央ふれあい館と一体的に利用でき、高齢者とのふれあいを大切にするコミュニケーションの場として、町民行事の企画や利用者の活性化を図ります。

（都市整備課
TEL820-5608）

**中溝ふれあい公園（仮称）整備イメージ図**

**なお、工事期間中は、皆さまに大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願い致します。**

公園面積：約2,000㎡
工事期間：平成15年11月～平成16年3月末